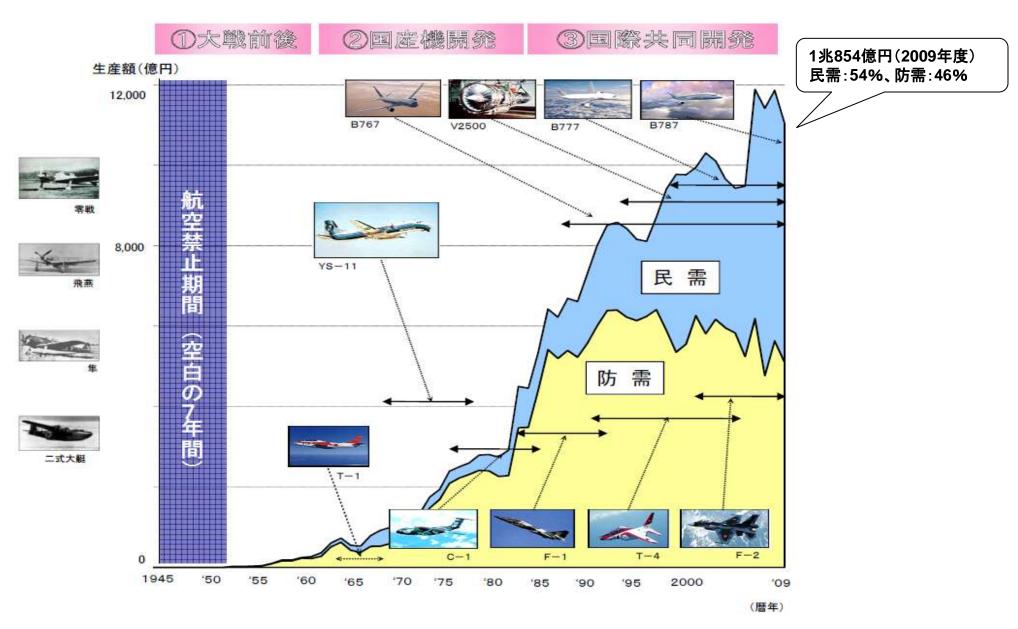
規制・制度改革に関する分科会 第1ワーキンググループ第5回会合

# 経済産業省 説明資料

~ 航空機製造事業法の適用基準の見直しについて

平成24年3月19日 経済産業省

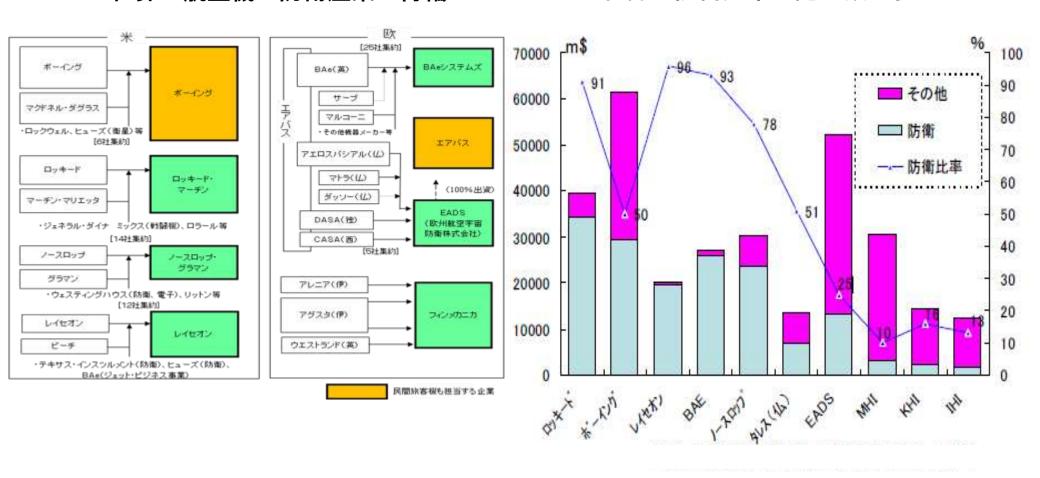
## 我が国航空機産業の歩み



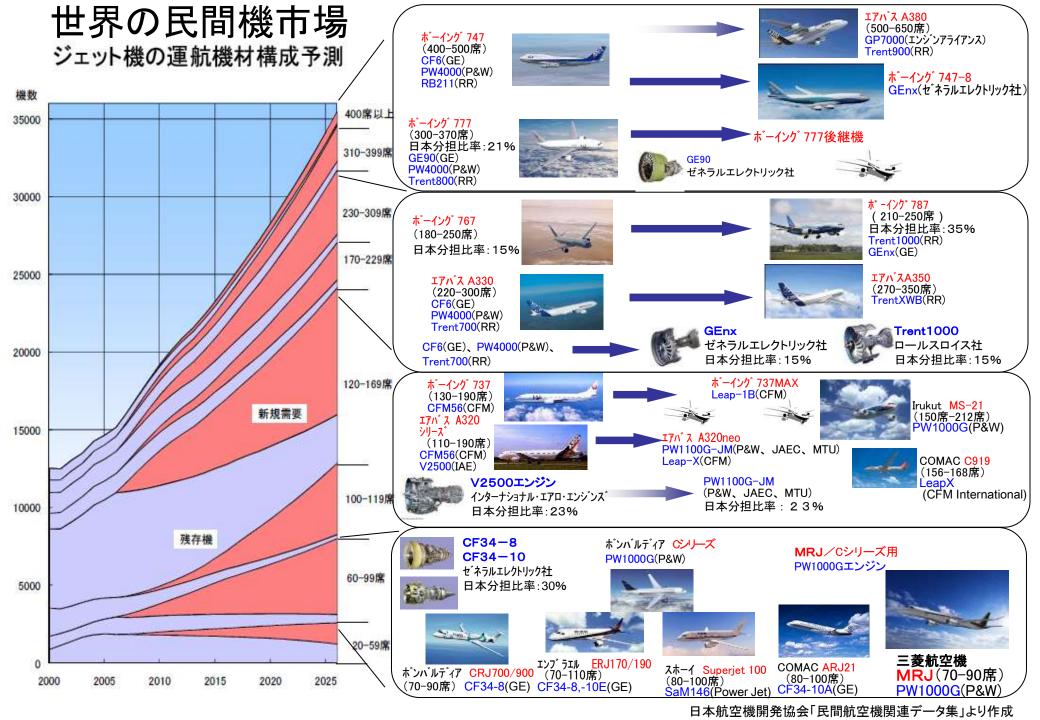
日本航空宇宙工業会「日本の航空宇宙工業」より作成

#### 世界の航空機・防衛産業の再編

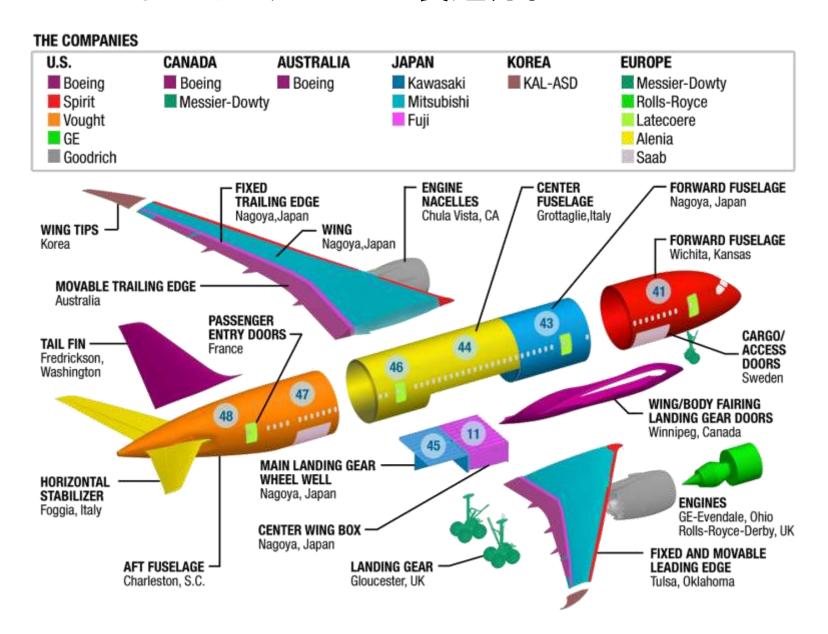
#### 世界の防衛産業の売上額の状況



出典:有価証券報告書、軍事研究2007.9月号

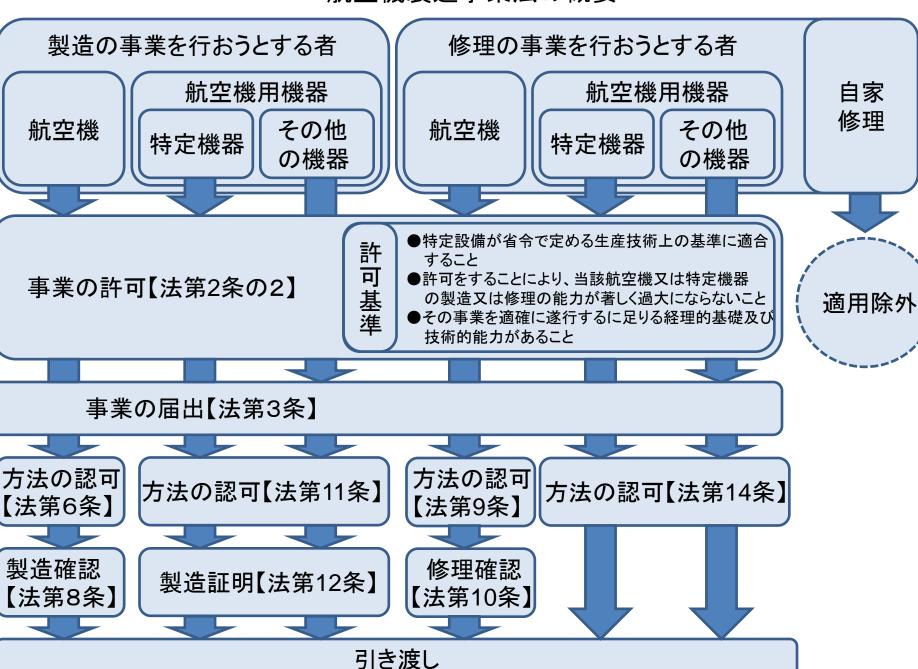


## ボーイング787の製造分担について



出典:Boeing's New Vision and Manufacturing Standardization

#### 航空機製造事業法の概要



### 航空機製造事業法と航空法の適用関係について

- 〇航空機製造事業法は、防衛省機・民間機等について、製造及び修理の生産技術の 向上を図る観点から、事業者毎・事業区分毎に技術水準の確認等を実施。
- 〇航空法は、航空機の運航に関する安全確保等の観点から、民間機の各機体について、耐空性能に関する検査や修理改造検査等を実施するとともに、その簡略化のための手段として、型式毎に型式証明や事業場認定を実施。
- 〇民間機に対する製造・修理の一部については、両法がそれぞれの別の観点から規制。

型式毎の

製造•修理

適切な

#### 航空法

民間機について、 機体・型式毎に、 製造・修理の安全性等を確認

【法第10条第4項】

#### 航空機製造事業法

防衛省機・民間機等について、 事業者毎・事業区分毎に、 技術水準等を確認

【法第2条の5】

#### 航空機製造事業法の適用除外の対象について (第2条の2)

- 1. 航空運送事業者及び航空機使用事業者の自家修理
  - (1)航空運送事業者・・・・他人の需要に応じて航空機を使用し、 有償で旅客又は貨物を運送する事業 を行う者
- ○航空法の規制 ○自家使用の機体
- (2)航空機使用事業者・・他人の需要に応じて航空機を使用し、 有償で旅客又は貨物の運送以外の事 業を行う者
- 2. これに準ずるもの 新聞社等の自家修理
- 3. 軽微な修理 複雑な工作を伴わない部品の交換または各部の調整

〇特定設備の不使用

- ①航空運送事業者の分社子会社である場合 かつ
- ②航空法に基づく事業場認定を取得している場合かつ
  - ③親会社から航空機や装備品の整備を受託する場合

#### 航空機部品の品質管理体制の改善に向けた対応の例

#### **News Release**



平成23年11月25日

三菱重工業(株)に対する厳重注意及び指示について

本年6月20日、三菱重工業(株)より、航空機用部品の一部生産工程が社内 規程に適合しない形で行われていたとの報告があり、その後の報告徴収及び立 入検査の結果、同社が、過去顧客からの技術要求等に従っていなかったこと等 が認められました。

このため、経済産業省は、本日(11月25日)、同社に対して、厳重に注 意するとともに、再発防止策に関する定期的な報告等を指示しました。

- 本年6月20日、三菱重工業(株)より、同社における航空機部品の一部 生産工程が社内規程に適合しない形で行われていたとの報告がありました。
- 2. このため、同年6月24日。 経済産業省は航空機製造事業法に基づく 報告徴収命令を行うとともに(同社は同年7月11日付け、9月16日付け及び11月17日付けで報告。)、本年10月19日から21日までの間。 立入検査を実施しました。
- 3. この結果、生産管理体制・品質管理体制の不備等により、同社が、過去 に顧客からの技術要求等に従っていなかったこと等が認められたことから、 本日(11月25日)、経済産業省は同社に対し、別添のとおり厳重に注意 するとともに、再発防止策の検討・実施とその進捗の定期的な報告を指示 しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局航空機武器宇宙産業課長 近藤

担当者: 岩松、伊藤

電 話: 03-3501-1511 (内線 3841~3843)

03-3501-1692 (直通)

